

RUSEA 支部 更新契約書

一般社団法人 地域再生・防災ドローン利活用推進協会-RUSEA(以下甲という)と株式会社〇〇(以下乙という)は、RUSEA 支部契約の更新に基づき、次の通り支部契約を締結する。

第1条(支部運営権の付与)

- ① 甲は乙に対し、「RUSEA」の名称および甲が展開する運営ノウハウ(以下「ノウハウ」という)を使用して、統一的なイメージのもとに RUSEA〇〇を運営する権利(以下「支部運営権」という)を付与し、乙は甲の指導支援を受けて第4条に定めるノウハウにおいて支部を運営するものとする。ただし、乙はいかなる場合においても甲を代表するものではない。
- ② 乙は、甲または RUSEA の信用もしくはイメージを損なう行為をしてはならない。
- ③ 乙は、甲の事前の書面による承認なく、甲の認めるドローン事業団体以外の講習及び事業を行ってはならない。
- ④ 乙は第5条で記載する事業所在地以外の都道府県外で講習会を開催する場合は甲の承認を得て、その地区において競合する R U S E A 支部との共同開催を原則とする。

第2条(災害時の協力協定締結について)

乙は、自治体または公共団体等と RUSEA の名称を用いて災害時等の協力協定を締結される場合は甲への報告と承認を得るものとする。

またその際、協定締結の項目の内容に協力要請に係る費用の実費については締結先にご負担いただく旨を記載いただくこと。

第3条(機体及び周辺機器の販売取扱いについて)

乙は甲が推奨するドローンの機体及び周辺機器の販売業者(ドローン・テクノサポート株式会社)と販売取扱代理店覚書を別途交わすことができ、乙自らが機体及び周辺機器を斡旋、販売できるものとする。

第4条(ノウハウ)

- ① 本契約においてノウハウとは、第7条に基づき甲から乙に貸与もしくは提供されるマニュアル(以下「マニュアル」という)、その他甲が乙に貸与もしくは提供する文書、図面その他一切の図書に記載されていると否とを問わず、文書または口頭をもって甲から乙に提供された支部の運営に関する一切の事項をいい、次の事項を含む。
 - (1) RUSEA の名称、その他甲の商標またはサービスマーク
 - (2) 従業者の教育、訓練に関する一切の事項

② 乙は、ノウハウを遵守し、また乙の従業者にも、これを遵守させなければならない。

第5条(事業所)

乙は、 に RUSEA〇〇支部事業所(以下「事業所」という)を 設置する。

① 事務所の設置、改修、変更に関する一切の事項は乙の費用負担で乙が行う。

第6条(備品等)

① 乙は、その費用負担において事務所に支部運用に必要な備品を設置しなければならない。

② 乙は、甲の指示する名刺、ユニフォーム等を甲より購入し、支部の事業活動においてはこれを使用、着用するものとする。

第7条(マニュアルの貸与・運営指導)

甲は乙に対しノウハウの一部を記載したマニュアルを貸与し、または必要に応じ、乙より要請のあったときは、乙の支部運営について甲が適当と認める範囲内で、指導を行うものとする。

第8条(加盟金)

① 乙は第 5 条で記載する事業所在地以外の都道府県外での講習会を単独で定期的
に開催する場合はその開催地に支部を開設し、加盟金(令和3年4月現在50万円(税込))の50%の金額を新規追加支部加盟金として甲に支払うものとする。

第9条(機密保持)

① 乙は、ノウハウその他本契約に基づいて知り得た甲の秘密を厳に秘匿し、これを第三者
に開示または漏洩し、もしくは本契約以外の目的のために使用してはならない。

② 乙は、マニュアルその他甲より貸与されもしくは提供を受けた文書、図面その他の図書を
厳重に管理し、甲の事前の書面による承諾なくこれを複写し、第三者に閲覧させ、または
譲渡、転貸してはならない。

③ 乙は、その従業者に対しても在職中はもとより、退職後においても情報の保護義務を課す
ものであり前2項の義務を遵守させなければならない。

第10条(権利義務の譲渡)

乙は、甲の書面による事前の同意がない限り、本契約上の地位、本契約に基づく権利義務
の全部または一部を第三者に譲渡または貸与もしくは担保の目的に供してはならず、その
運営する支部の運営を第三者に委任してはならない。

第11条(損害賠償)

甲または乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、通常損害(逸失利益を含まな

い)に限りその賠償を請求できるものとし、本契約が終了した後であっても、賠償の義務を免れることはできない。

第12条(契約の解約)

甲または乙は、本契約の有効期間中いつでも1ヶ月前までに文書で予告して、本契約を解約することができ、本契約の定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

また、つぎの各号に該当する事由が生じたときは、甲はいつでも文書による予告なしに本契約を解約することができるものとする。

- ① 乙が法令違反等で著しく不適當な行為をしたと認められるとき
- ② 乙が甲の信用を著しく傷つけた場合またはそのおそれがある場合
- ③ 本契約締結に際し、乙が甲に提供する情報や記載内容に真実と反することが判明した場合
- ④ 乙または乙の役員等(乙の代表者、役員または実質的に経営権を有するものをいう)が反社会勢力であると甲が合理的理由をもって判断した場合
- ⑤ 乙または乙の役員等が反社会勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務の提供を行なっている場合またはそれに準ずる取引関係を有していると甲が合理的理由をもって判断した場合

第13条(有効期間と更新)

- ① 本契約は、甲及び乙が本書2通に記名捺印し、乙が甲に対し第8条に定める加盟金全額を支払ったときに効力を生ずるものとし、前条に基づき解約されない限り以後1年間効力を有するものとする。
- ② 甲乙いずれからも期間満了の1ヶ月前までに何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間更新するものとする。
その際に乙は甲に更新料として50,000円(税込55,000円)を支払うものとし、以後同様とする。
- ③ 前条に基づき本契約が解約され、または前項の期間満了をもって本契約が終結した後といえども第14条の規定はなお効力を有するものとし、次条の規定はその履行が完了するまでの間効力を有するものとする。

第14条(解約・終結時の措置)

- ① 前2条に基づき本契約が解約されもしくは終結したとき乙は当然期限の利益を失い、甲に対する債務があれば全額を直ちに支払うものとする。
- ② 本契約が解約され、または終結したときは、乙は、直ちに次の各号に定める措置を行い、甲の確認を受けなければならない。ただし、乙が直ちにこれらの措置を行わないときは、甲は自らこれらを行うことができるものとし、その費用は乙の負担とする。
 - (1) 支部の事業所を閉鎖すること。

- (2) ノウハウの使用を中止すること。
- (3) マニュアル、その他甲より貸与され、もしくは提供を受けた文書、図面、その他の図書全部をそのすべての写とともに甲に返却し、または甲の指示する方法により処分すること。
- (4) 甲より購入した備品およびユニフォームを甲の指示に従って処分すること。

第15条(管轄裁判所)

本契約に基づく訴訟については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

第16条(協議事項)

甲および乙は相互に協力の上、本契約を信義誠実の原則に基づいて履行するものとし、本契約に定めのない事項および疑義の生じた事項については協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する

令和3年 月 日

(甲)

〒530-0034 大阪府大阪市北区錦町4丁目82号
一般社団法人 地域再生・防災ドローン利活用推進協会
代表理事 山内 真 印

(乙) 〚

印